

邑 南 町
第 9 期 分 別 収 集 計 画

令和元年 6 月

島根県 邑 南 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	10

添付資料

邑南町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、邑智郡総合事務組合（以下「邑智組合」という。）において行っており、容器包装廃棄物や新聞・雑誌等の古紙類は分別収集し、邑智組合の邑智クリーンセンターにて資源化するほか、容器包装プラスチックや粗大ごみの一部は、委託処理にて固形燃料化する事などによって埋立物の減量や焼却量の削減を図ってきた。資源化率は組合全体で 35.9%（平成 29 年度実績）と島根県平均、全国平均と比べても高い水準である。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や資源物の有効利用が図られ、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、廃棄物の減量や焼却量の削減を図ることを目的とし、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進による循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③ 住民・事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする令和7年3月までの5年計画とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画期間（令和2年度～令和6年度）における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器・飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
容器包装廃棄物	438	435	433	430	428

《参考》 容器包装廃棄物の排出量内訳の見込み

(単位：t)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
主としてスチール製の容器	6	6	6	6	6
主としてアルミ製の容器	18	18	18	18	18
無色のガラス製容器	20	20	19	19	19
茶色のガラス製容器	23	23	24	24	24
その他のガラス製容器	12	12	11	11	11
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	160	157	155	153	151
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	55	55	55	55	54
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	14	14	14	14	14
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	126	126	127	126	127

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、住民協力等が一層得られるよう、これらの方策を継続していくものとする。

なお、排出者負担の原則並びに排出抑制のため、処理手数料は引き続き有料とし、容器包装廃棄物の手数料は、低料金として再資源化を推進するものとする。

表2 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策

	具体的内容		
資源物の分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙、古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)を資源物として分別収集する。 		
手数料料化	ごみ種類	収集	直接搬入
	燃えるごみ	大:648円/10枚(税込み) 小:324円/10枚(税込み)	家庭系: 40円/10kg 事業系: 80円/10kg
	資源物(カン)	162円/10枚(税込み)	
	資源物(ビン)	162円/10枚(税込み)	
	資源物(ペットボトル)	162円/10枚(税込み)	
	資源物(容器包装プラスチック)	162円/10枚(税込み)	
	資源物(容器包装紙)	162円/10枚(税込み)	
	資源物(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)	無料	
	不燃ごみ	324円/10枚(税込み)	
	粗大ごみ	10kgにつき手数料シール1枚 (162円/1シート(5枚綴))	
	有害ごみ(乾電池(ボタン電池を除く)・水銀体温計・蛍光管)	無料	
住民等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別収集を進めるため、本組合構成町において住民への説明会等を行う。また、分別の不徹底に関しても協力を要請する。 啓発用のパンフレット、情報誌等を作成する。 		
販売店等への協力推進	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装廃棄物等について、販売店等の事業者に対して店頭回収や簡易包装等の要請を行い、排出抑制に努める。 		
協議体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住民、事業者、行政による協議体制を構築し、要望・啓発等をスムーズに行う。 		
率先行動	<ul style="list-style-type: none"> 本組合において、率先して再生品を調達する。 		

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本計画における対象品目を分別収集するために、資源物を位置づける。資源物は、施設での選別処理・貯留処理を効率的に行うために、カン・ビン・紙パック・段ボール・容器包装紙・ペットボトル・容器包装プラスチックを別々に排出し、収集したうえで施設によって分別(選別)・貯留するものとする。

表3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源物 (カン)	
主として ガラス製の 容器包装	無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	資源物 (ビン)
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	資源物 (古紙類、紙パック)	
主として段ボール製の容器	資源物 (古紙類、紙パック)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物 (容器包装紙)	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	資源物 (ペットボトル)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源物 (容器包装プラスチック)	

《参考》 分別種類と排出される容器包装廃棄物

	分別種類	排出される 容器包装廃棄物
燃えるごみ	生ごみ(料理くず、残飯、貝殻、食用油、魚のあら等)、紙くず(ちり紙、封筒、写真、吸い殻、感熱紙等)紙おむつ(汚物は除く、医療系・介護施設のものを除く)容器包装以外のプラスチック・ゴム(おもちゃ、スポンジ、長靴、ゴムホース、ビデオテープ、バケツ等)布類・革製品(衣類、ぬいぐるみ、クッション、革靴等)草木類(木くず、板切れ、箸、落ち葉、生花、等)	-
資源物 (カン)	飲料用の缶、のり・菓子缶、缶詰、ミルク缶等 ※中をさっと洗う。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ スチール製容器 ▪ アルミ製容器
資源物 (ビン)	酒、酢、醤油ビン、ビールビン、牛乳ビン、ジュースビン、ドリンクビン、洋酒ビン、食品用のビン等(化粧品・油・農薬のビン、割れたビンを除く。) ※中をさっと洗う。ふたをとる。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 無色のガラス製容器 ▪ 茶色のガラス製容器 ▪ その他のガラス製容器
資源物 (ペットボトル)	飲料用(お茶、ジュース、酒)、醤油用、調味料用 ※ふた及びラベルは除く	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ペットボトル
資源物 (容器包装プラスチック)	食品トレイ、たまごケース、豆腐の容器、弁当がら、お菓子の袋、ビニール袋やラップ類、買物袋・レジ袋、カップ麺のプラ容器、プリン等の容器、発泡スチロール、ケチャップやマヨネーズの容器、洗剤の容器等 ※中身を空にして異物・汚れをとる。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ その他のプラスチック製容器包装
資源物 (容器包装紙)	紙箱(菓子箱、たばこの箱、ティッシュ・ラップの箱等)紙袋、包装紙、アイスのカップ・フタ、紙の中敷等 ※中身を空にして異物・汚れをとる。ふたは外す。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ その他の紙製容器包装
資源物 (古紙類・紙パック)	新聞・広告(新聞紙と折り込み広告をまとめて紐で十字に縛る。折り込み広告以外の古紙類は従来どおり。) ※袋等に入れず、紐で十字にくくる。	-
	広告・雑誌・書籍 (週刊誌、文庫本、ノート、カタログ等) ※袋等に入れず、紐で十字にくくる。	-
	段ボール ※袋等に入れず、紐で十字にくくる。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 段ボール
	牛乳パック等(内側にアルミが張ってあるものを除く) ※洗って開き乾かす。袋等に入れず、紐で十字にくくる。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 飲料用紙製容器
不燃ごみ	陶磁器、カメラ、時計、調理用器具、フライパン、カセットコンロ、フロッピーディスク、傘、メガネ、ドライヤー、小型電気器具ラジオ、懐中電灯、アイロン、天ぷらガード等のアルミ製品、割れガラス(丈夫な袋に入れる)、カミソリ、針、包丁(指定袋に危険と表記する)、スプレー缶(中身が残っていないこと)等	-
粗大ごみ	タンス、下駄箱、ふとん、ストーブ(燃料、電池は抜く)、扇風機、オルガン、こたつ、自転車、家具等	-
有害ごみ	乾電池(ボタン電池を除く)、水銀体温計、蛍光管	-

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

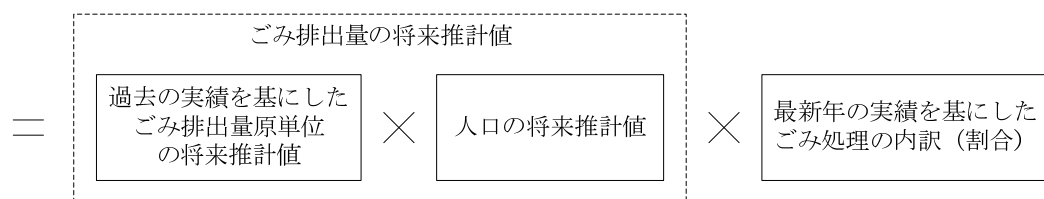
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主としてアルミ製の容器	18 t		18 t		18 t		18 t		18 t	
無色のガラス製容器	(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t	
	(引渡) 20 t	(独自)	(引渡) 20 t	(独自)	(引渡) 19 t	(独自)	(引渡) 19 t	(独自)	(引渡) 19 t	(独自)
茶色のガラス製容器	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t	
	(引渡) 23 t	(独自)	(引渡) 23 t	(独自)	(引渡) 24 t	(独自)	(引渡) 24 t	(独自)	(引渡) 24 t	(独自)
その他のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t	
	(引渡) 12 t	(独自)	(引渡) 12 t	(独自)	(引渡) 11 t	(独自)	(引渡) 11 t	(独自)	(引渡) 11 t	(独自)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	150 t		147 t		145 t		143 t		141 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t	
	(引渡) 18 t	(独自)	(引渡) 18 t	(独自)	(引渡) 18 t	(独自)	(引渡) 18 t	(独自)	(引渡) 17 t	(独自)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 14 t	(独自)	(引渡) 14 t	(独自)	(引渡) 14 t	(独自)	(引渡) 14 t	(独自)	(引渡) 14 t	(独自)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 49 t		(合計) 49 t		(合計) 49 t		(合計) 48 t		(合計) 48 t	
	(引渡) 49 t	(独自)	(引渡) 49 t	(独自)	(引渡) 49 t	(独自)	(引渡) 48 t	(独自)	(引渡) 48 t	(独自)
	(うち白色トレイ)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

本町では容器包装廃棄物の分別収集を既に実施しており、分別収集量に対する資源化量の実績は把握できている。また、分別収集については、分別区分等は現状を引き継ぎ、今後も継続して行う。そのため、各年度における特定分別基準適合物等の見込みは、平成29年3月策定の一般廃棄物処理基本計画における推計値を基本とし、一部のごみ種類については排出実績値に基づく補正を行ったうえで採用した。詳細は添付資料に示す。

特定分別基準適合物等の量及び

容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み



10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表5のとおりとする。

スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器・飲料用紙製容器・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装は、各々、資源物として収集したものを邑智組合において分別(選別)し、貯留する。

なお、住民に対しての収集・運搬は、邑智組合が委託した民間業者が行っている。

表5 分別収集の実施主体(排出ごみ)

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源物 (カン)	【家庭系ごみ】 邑智組合(委託)による定期収集 【事業系ごみ】 直接搬入	邑智組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源物 (ビン)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	資源物 (古紙類・紙パック)		
	段ボール	資源物 (古紙類・紙パック)		
	その他紙製容器包装	資源物 (容器包装紙)		
プラスチック	ペットボトル	資源物 (ペットボトル)		
	その他のプラスチック製容器包装	資源物 (容器包装プラスチック)		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表6のとおりとする。

各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、これまでどおり委託によるものとする。

一方、中間処理については、リサイクルプラザにおいて、スチール製容器・アルミ製容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器を選別し、資源化している。また、リサイクルセンターにおいて、その他の紙製容器包装・ペットボトル・その他のプラスチック製容器包装を選別し、分別排出された飲料用紙製容器・段ボールとともに貯留する。

なお、分別収集された容器包装廃棄物のストックヤードは邑智クリーンセンター（リサイクルプラザ・リサイクルセンター）の貯留設備を利用する。

表6 分別収集の用に供する施設整備概要

容器包装廃棄物	分別区分	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理施設
スチール製容器 アルミ製容器	資 源 物 (カ ン)	専用袋	収集 ステーション	平ボデー車 パッカー車	邑智クリーンセンター リサイクルプラザ (選別→貯留)
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資 源 物 (ビ ン)	専用袋			
飲料用紙製容器	資 源 物 (古紙類・紙パック)	紐で十字 にしぼる			邑智クリーンセンター リサイクルセンター (貯留)
段ボール	資 源 物 (古紙類・紙パック)	紐で十字 にしぼる			
その他紙製容器包装	資 源 物 (容 器 包 装 紙)	専用袋			邑智クリーンセンター リサイクルセンター (選別→貯留)
ペットボトル	資 源 物 (ハットボトル)	専用袋			
その他プラスチック製 容器包装	資 源 物 (容 器 包 装 プ ラ ス チ ッ ク)	専用袋			

《参考》 邑智クリーンセンター概要

名 称	リサイクルプラザ	リサイクルセンター
供用開始	平成11年4月	平成16年4月
施設規模	5t/5h (ビン・カン・不燃ごみ・粗大ごみ)	1.7t/5h (ハットボトル・容器包装プラスチック)
主要設備	受入供給設備 選別設備(磁力選別機・アルミ選別機・ ガラス自動色選別機) 圧縮設備(金属圧縮機) 貯留設備(ストックヤード) 等	受入供給設備 選別設備(手選別コンベヤ) 圧縮梱包設備(ハットボトル用・容器包 装プラスチック用) 貯留設備(ストックヤード) 等

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

本町では、一般廃棄物の排出段階から処理処分までの基本方針を定める一般廃棄物処理基本計画（第5次計画）を平成28年度に策定している。一般廃棄物処理基本計画では、住民啓発や収集運搬体制の整備等の具体的な施策を示し、これに基づき施策を検討・実施している。

容器包装廃棄物の分別収集に関連する施策については、表7に示すとおり実施しており、今後も引き続き行うものとしている。

表7 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

施策	具体的内容
住民啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ごみの分別収集を進めるため、本町において住民への説明会等を行う。また、分別の不徹底に関しても協力を要請する。 ▪ 啓発用のパンフレット等を作成する。 ▪ 小中学生、各種団体等の環境学習への職員の派遣や施設見学を行う。 ▪ 邑智クリーンセンターにおいて、分別収集の重要性を示す展示等を行う。
分別収集	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ビン、カン、古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)を資源物として分別収集(平成11年4月開始)。 ▪ ペットボトル、容器包装プラスチック、容器包装紙を資源物として分別収集(平成16年4月開始)。
販売店等への協力推進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 容器包装廃棄物等について、販売店等の事業者に対して店頭回収や簡易包装等の要請を行い、排出抑制に努める。 ▪ 協力店を広報等で紹介する。
協議体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 住民団体、事業者、行政が一緒にごみ問題について考えていくための体制づくりについて検討していく。 ▪ ごみの出し方等の指導を行うとともに地域の声を行政に届ける推進員を育成する。